

○鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

(平成十二年十二月二十六日)

(建設省告示第二千四百六十四号)

改正 平成一二年一二月二六日建設省告示 第二四六五号

同 一三年一一月一五日国土交通省告示第一六三九号

同 一四年 七月二三日同 第 六六五号

同 一九年 五月一八日同 第 六二三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質				基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
炭素鋼	構造用鋼材	SKK四〇〇	鋼材の厚さが四十ミ	二三五
		SHK四〇〇 SHK四〇〇K	リメートル以下のもの	
炭素鋼	構造用鋼材	SS四〇〇	鋼材の厚さが四十ミ	二一五
		SM四〇〇A	リメートルを超え百	
		SM四〇〇B	ミリメートル以下のもの	
		SM四〇〇C		
		SMA四〇〇AW		
		SMA四〇〇AP		
		SMA四〇〇BW		
		SMA四〇〇BP		
		SMA四〇〇CW		
		SMA四〇〇CP		
		SN四〇〇A		
		SN四〇〇B		
		SN四〇〇C		
		SNR四〇〇A		
		SNR四〇〇B		
		SSC四〇〇		

	SWH四〇〇 SWH四〇〇L STK四〇〇 STKR四〇〇 STKN四〇〇W STKN四〇〇B		
	SGH四〇〇 SGC四〇〇 CGC四〇〇 SGLH四〇〇 SGLC四〇〇 CGLC四〇〇		二八〇
	SHK四九〇M	鋼材の厚さが四十ミ リメートル以下の もの	三一五
	SS四九〇	鋼材の厚さが四十ミ リメートル以下の もの	二七五
		鋼材の厚さが四十ミ リメートルを超え百 ミリメートル以下の もの	二五五
	SKK四九〇 SM四九〇A SM四九〇B	鋼材の厚さが四十ミ リメートル以下の もの	三二五
	SM四九〇C SM四九〇YA SM四九〇YB SMA四九〇AW SMA四九〇AP SMA四九〇BW SMA四九〇BP SMA四九〇CW SMA四九〇CP	鋼材の厚さが四十ミ リメートルを超え百 ミリメートル以下の もの	二九五

	SN四九〇B		
	SN四九〇C		
	SNR四九〇B		
	STK四九〇		
	STKR四九〇		
	STKN四九〇B		
	SGH四九〇		三四五
	SGC四九〇		
	CGC四九〇		
	SGLH四九〇		
	SGLC四九〇		
	CGLC四九〇		
	SM五二〇B	鋼材の厚さが四十ミ	三五五
	SM五二〇C	リメートル以下のもの	
		鋼材の厚さが四十ミ	三三五
		リメートルを超え七十五ミリメートル以下のもの	
		鋼材の厚さが七十五	三二五
		ミリメートルを超え	
		百ミリメートル以下のもの	
	SS五四〇	鋼材の厚さが四十ミ	三七五
		リメートル以下のもの	
	SDP一T	鋼材の厚さが四十ミ	二〇五
	SDP一TG	リメートル以下のもの	
	SDP二	鋼材の厚さが四十ミ	二三五
	SDP二G	リメートル以下のもの	
	SDP三	の	
ボルト	黒皮		一八五
	仕上げ	強度区	四・六
			二四〇

		分	四・八	
			五・六	三〇〇
			五・八	
			六・八	四二〇
	構造用ケーブル			<p>構造用ケーブルの種類に応じて、次のいずれかの数値とすること。</p> <p>一 日本工業規格（以下「JIS」という。）G三五二五（ワイヤロープ）一一九九八の付表一から付表十までの区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重（単位 キロニュートン）に二分の千を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積（単位 平方ミリメートル）で除した数値</p> <p>二 JIS G三五四六（異形線ロープ）一二〇〇〇の付表一から付表六までの区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重（単位 キロニュートン）に二分の千を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積（単位 平方ミリメートル）で除した数値</p> <p>三 JIS G三五四九（構造用ワイヤロープ）一二〇〇〇の付表一から付表十六までの区分に応じてそれぞれの</p>

			表に掲げる破断荷重（単位 キロニュートン）に二分の 千を乗じた数値を構造用ケ ーブルの種類及び形状に応 じて求めた有効断面積（単 位 平方ミリメートル）で 除した数値
	リベット鋼		二三五
	鋳鋼	SC四八〇	二三五
		SCW四一〇	
		SCW四一〇CF	
		SCW四八〇	二七五
		SCW四八〇CF	
		SCW四九〇CF	三一五
ステンレ ス鋼	構造用鋼 材	SUS三〇四A	二三五
		SUS三一六A	
		SDP四	
		SDP五	
		SUS三〇四N二A	三二五
	SDP六		
	ボルト	A二一五〇 A四一五〇	二一〇
	構造用ケーブル	JIS G三五五〇（構造用ステンレス鋼ワイヤロープ） 一〇〇三の付表の区分に応じてそれぞれの表に掲 げる破断荷重（単位 キロニュートン）に二分の千を 乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じ て求めた有効断面積（単位 平方ミリメートル）で除 した数値	
	鋳鋼	SCS一三AA—CF	二三五
鋳鉄			一五〇
丸鋼	SR二三五		二三五
	SRR二三五		
	SR二九五		二九五
異形鉄筋	SDR二三五		二三五

SD二九五A	二九五
SD二九五B	
SD三四五	三四五
SD三九〇	三九〇
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網	二九五

この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS A五五二五（鋼管ぐい）一一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、SHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）一一九九五に定めるSS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）一一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cを、SMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは、JIS G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一一九九八に定めるSMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPを、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）一一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cを、SNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bは、JIS G三一三八（建築構造用圧延棒鋼）一一九九六に定めるSNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bを、SGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇は、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八に定めるSGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇を、CGC四〇〇及びCGC四九〇は、JIS G三三一二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇は、JIS G三三二一（溶融五十五%アルミニウム一亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八に定めるSGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融五十五%アルミニウム一亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇を、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）一一九八七に定めるSSC四〇〇を、SDP一T、SDP一TG、SDP二、SDP二G、SDP三、SDP四、SDP五及びSDP六は、JIS G三三五二（デッキプレート）一二〇〇三に定めるSDP一T、SDP

一TG、SDP二、SDP二G、SDP三、SDP四、SDP五及びSDP六を、SWH四〇〇は、JIS G三三五三（一般構造用溶接軽量H形鋼）一一九九〇に定めるSWH四〇〇及びSWH四〇〇Lを、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）一一九九四に定めるSTK四〇〇及びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTKR四九〇は、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）一一九八八に定めるSTKR四〇〇及びSTKR四九〇を、STKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bは、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）一一九九六に定めるSTKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一〇五一（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）一二〇〇〇に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八〇は、JIS G五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）一一九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇及びSCW四八〇は、JIS G五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）一一九九一に定めるSCW四一〇及びSCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFは、JIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鋳鋼管）一一九九一に定めるSCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFを、SUS三〇四A、SUS三一六A、SUS三〇四N二A及びSCS一三AA—CFは、JIS G四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）一二〇〇〇に定めるSUS三〇四A、SUS三一六A、SUS三〇四N二A及びSCS一三AA—CFを、A二一五〇及びA四一五〇は、JIS B一〇五四—一（耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）一二〇〇一に定めるA二一五〇及びA四一五〇を、SR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一—二（鉄筋コンクリート用棒鋼）一一九八七に定めるSR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、SRR二三五及びSDR二三五は、JIS G三一—七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）一一九八七に定めるSRR二三五及びSDR二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十七条第一号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち前号の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

三 前二号の場合において、鋼材等を加工する場合には、加工後の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質が加工前の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質と同等以上であることを確かめなければならない。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 切断、溶接、局部的な加熱、鉄筋の曲げ加工その他の構造耐力上支障がない加工を行うとき。

ロ 摂氏五百度以下の加熱を行うとき。

ハ 鋼材等（鋳鉄及び鉄筋を除く。以下ハにおいて同じ。）の曲げ加工（厚さが六ミリメートル以上の鋼材等の曲げ加工にあつては、外側曲げ半径が当該鋼材等の厚さの十倍以上となるものに限る。）を行うとき。

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。）とする。

鋼材の種類及び品質			基準強度（単位 —平方ミリメートルにつきニュートン）	
炭素鋼	構造用鋼材	SKK四〇〇 SHK四〇〇M SS四〇〇	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの	二三五
		SM四〇〇A SM四〇〇B SM四〇〇C SMA四〇〇AW SMA四〇〇AP SMA四〇〇BW SMA四〇〇BP SMA四〇〇CW SMA四〇〇CP SN四〇〇A SN四〇〇B SN四〇〇C SNR四〇〇B SSC四〇〇 SWH四〇〇 SWH四〇〇L STK四〇〇 STKR四〇〇 STKN四〇〇W STKN四〇〇B	鋼材の厚さが四十ミリメートルを超え百ミリメートル以下のもの	二一五

	SGH四〇〇 SGC四〇〇 CGC四〇〇 SGLH四〇〇 SGLC四〇〇 CGLC四〇〇		二八〇
	SHK四九〇M	鋼材の厚さが四十ミ リメートル以下の もの	三一五
	SKK四九〇 SM四九〇A SM四九〇B	鋼材の厚さが四十ミ リメートル以下の もの	三二五
	SM四九〇C SM四九〇YA SM四九〇YB SMA四九〇AW SMA四九〇AP SMA四九〇BW SMA四九〇BP SMA四九〇CW SMA四九〇CP SN四九〇B SN四九〇C SNR四九〇B STK四九〇 STKR四九〇 STKN四九〇B	鋼材の厚さが四十ミ リメートルを超え百 ミリメートル以下の もの	二九五
	SGH四九〇 SGC四九〇 CGC四九〇 SGLH四九〇 SGLC四九〇 CGLC四九〇		三四五
	SM五二〇B	鋼材の厚さが四十ミ	三五五

		SM五二〇C	リメートル以下のもの	
			鋼材の厚さが四十ミリメートルを超え七十五ミリメートル以下のもの	三三五
			鋼材の厚さが七十五ミリメートルを超え百ミリメートル以下のもの	三二五
		SDP一T SDP一TG	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの	二〇五
		SDP二 SDP二G SDP三	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの	二三五
	鋳鋼	SCW四一〇 SCW四一〇CF		二三五
		SCW四八〇 SCW四八〇CF		二七五
		SCW四九〇CF		三一五
ステンレス鋼	構造用鋼材	SUS三〇四A SUS三一六A SDP四 SDP五		二三五
		SUS三〇四N二A SDP六		三二五
	鋳鋼	SCS一三AA—CF		二三五
丸鋼		SR二三五 SRR二三五		二三五
		SR二九五		二九五
異形鉄筋		SDR二三五 SD二九五A		二三五 二九五

	SD二九五B	
	SD三四五	三四五
	SD三九〇	三九〇

二 法第三十七条第一号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち前号の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材に係る溶接部の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第三 鋼材等の材料強度の基準強度

- 一 鋼材等の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第一の表の数値とする。ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるJISに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ一・一倍以下の数値とすることができる。
- 二 法第三十七条第一号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち第一の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

三 第一第三号の規定は、前二号の場合に準用する。

第四 溶接部の材料強度の基準強度

- 一 溶接部の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第二の表の数値とする。ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるJISに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ一・一倍以下の数値とすることができる。
- 二 法第三十七条第一号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち第二の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材に係る溶接部の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

附 則 抄

1 昭和五十五年建設省告示第千七百九十四号は、廃止する。

附 則 (平成一二年一月二六日建設省告示第二四六五号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一九年五月一八日国土交通省告示第六二三号)

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。